



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年12月25日金曜日 第2736号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則及び知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（情報政策課）...1197
愛媛県身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則.....（保健福祉課）...1198

告 示

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）...1207
農用地利用配分計画の認可申請.....（農産園芸課担い手・農地保全対策室）...1207
愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正.....（林業政策課）...1208
保安林予定森林.....（森林整備課）...1216
保安林の指定の解除（2件）.....（"）...1216
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）...1216
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（"）...1217
土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）...1218
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....（"）...1218
道路の供用開始（県道西条久万線）.....（東予地方局管理課）...1219
兼用工作物の管理の方法について.....（東予地方局今治土木事務所）...1219
道路の区域変更（県道西谷吉田線）.....（南予地方局管理課）...1219
道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....（"）...1220
道路の供用開始（"）.....（"）...1220

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（情報政策課）...1220

公 告

愛媛県原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）の借入れ及び保守点検業務.....（原子力安全対策課）...1221
愛媛県ドクターヘリ運航業務の委託.....（医療対策課）...1222
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....（水産課）...1223
水産試験船「よしゅう」定期検査に係る修繕業務の委託.....（"）...1225

人事委員会規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）...1226

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示.....（水産課）...1226

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第49号

愛媛県行政組織規則及び知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織規則及び知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県行政組織規則の一部改正）

第1条 愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(企画振興部各課の所掌事務)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 ~ 4 省略</p> <p>5 情報政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>6 ~ 8 省略</p>	<p>(企画振興部各課の所掌事務)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 ~ 4 省略</p> <p>5 情報政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (7) 省略</p> <p>(8) <u>電子署名に係る認証業務に関すること。</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>6 ~ 8 省略</p>

(知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第 2 条 知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成17年愛媛県規則第26号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 電子証明書 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号) 第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書</u></p> <p>イ・ウ 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 電子証明書 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> _____ (平成14年法律第153号) 第 3 条第 1 項に規定する<u>電子証明書</u> _____</p> <p>イ・ウ 省略</p>

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

○愛媛県規則第50号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 愛媛県身体障害者福祉法施行細則 (昭和34年愛媛県規則第24号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 4 (第 7 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">個人番号</p> <p>省略</p> </div> <p>備考(1) 児童の場合は、2の欄 () 内に児童の氏名及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。</p> <p>(2) 省略</p> <p>様式第 6 (第 8 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>氏 名 ㊦ 男女</p> </div>	<p>様式第 4 (第 7 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>省略</p> </div> <p>備考(1) 児童の場合は、2の欄 () 内に児童の氏名 _____ を記入すること _____。</p> <p>(2) 省略</p> <p>様式第 6 (第 8 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>氏 名 ㊦ 男女</p> </div>

個人番号 年 月 日生

省略

年 月 日生

個人番号

省略

備考(1) 省略

(2) 身体障害のある15才未満の児童については、保護者が代わつて申請することになっている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を[]欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

(3) 省略

様式第7(第8条関係)

省略

住 所

返 還 者 氏 名

個人番号

省略

年 月 日生

省略

年 月 日生

省略

備考(1) 省略

(2) 身体障害のある15才未満の児童については、保護者が代わつて申請することになっている。この場合には、児童の氏名及び生年月日[]を[]欄に記入すること

(3) 省略

様式第7(第8条関係)

省略

住 所

返 還 者

氏 名

省略

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																							
<p>(養育里親名簿等)</p> <p>第23条の3 法第34条の19に規定する養育里親名簿は、養育里親名簿(様式第22号の4)(養子縁組希望里親希望者にあつては、養子縁組希望里親名簿(様式第22号の5))によるものとする。</p> <p>様式第12号(第8条関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書</p>		<p>(養育里親名簿等)</p> <p>第23条の3 法第34条の18に規定する養育里親名簿は、養育里親名簿(様式第22号の4)(養子縁組希望里親希望者にあつては、養子縁組希望里親名簿(様式第22号の5))によるものとする。</p> <p>様式第12号(第8条関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書</p>																																							
<table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">保 護 者</td> <td>省略</td> <td rowspan="3">省略</td> </tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>個人番号</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="4">障 害 児</td> <td>省略</td> <td rowspan="4">省略</td> </tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>個人番号</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第12号の2(第8条の2関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)利用者負担額変更申請書</p>		省略		保 護 者	省略	省略	氏 名	個人番号	省略		省略		障 害 児	省略	省略	氏 名	個人番号	省略	省略		<table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">保 護 者</td> <td>省略</td> <td rowspan="3">省略</td> </tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>個人番号</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="4">障 害 児</td> <td>省略</td> <td rowspan="4">省略</td> </tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>個人番号</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第12号の2(第8条の2関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)利用者負担額変更申請書</p>		省略		保 護 者	省略	省略	氏 名	個人番号	省略		省略		障 害 児	省略	省略	氏 名	個人番号	省略	省略	
省略																																									
保 護 者	省略	省略																																							
	氏 名																																								
	個人番号																																								
省略																																									
省略																																									
障 害 児	省略	省略																																							
	氏 名																																								
	個人番号																																								
	省略																																								
省略																																									
省略																																									
保 護 者	省略	省略																																							
	氏 名																																								
	個人番号																																								
省略																																									
省略																																									
障 害 児	省略	省略																																							
	氏 名																																								
	個人番号																																								
	省略																																								
省略																																									
<table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">保 護 者</td> <td>省略</td> <td rowspan="3">省略</td> </tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>個人番号</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table>		省略		保 護 者	省略	省略	氏 名	個人番号	省略		<table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">保 護 者</td> <td>省略</td> <td rowspan="3">省略</td> </tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>個人番号</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table>		省略		保 護 者	省略	省略	氏 名	個人番号	省略																					
省略																																									
保 護 者	省略	省略																																							
	氏 名																																								
	個人番号																																								
省略																																									
省略																																									
保 護 者	省略	省略																																							
	氏 名																																								
	個人番号																																								
省略																																									

省略			
省略			
障 害 児	省略		
	氏 名		省略
	個人番号		
省略			
省略			

注 省略

様式第12号の3（第8条の3関係） 入所給付決定変更届出書

省略			
保 護 者	省略		省略
	氏 名		
	個人番号		
省略			
省略			
障 害 児	省略		
	氏 名		省略
	個人番号		
省略			

注 省略

様式第12号の6（第8条の6関係） 障害児入所受給者証再交付申請書

省略			
保 護 者	省略		省略
	氏 名		
	個人番号		
省略			
省略			
障 害 児	省略		
	氏 名		省略
	個人番号		
省略			

注 省略

様式第13号（第8条の7関係） 障害児入所医療受給者証再交付申請書

省略			
保 護 者	省略		省略
	氏 名		
	個人番号		
省略			
省略			
障	省略		
	氏 名		省略

省略			
省略			
障 害 児	省略		
	氏 名		省略
	個人番号		
省略			
省略			

注 省略

様式第12号の3（第8条の3関係） 入所給付決定変更届出書

省略			
保 護 者	省略		省略
	氏 名		
	個人番号		
省略			
省略			
障 害 児	省略		
	氏 名		省略
	個人番号		
省略			

注 省略

様式第12号の6（第8条の6関係） 障害児入所受給者証再交付申請書

省略			
保 護 者	省略		省略
	氏 名		
	個人番号		
省略			
省略			
障 害 児	省略		
	氏 名		省略
	個人番号		
省略			

注 省略

様式第13号（第8条の7関係） 障害児入所医療受給者証再交付申請書

省略			
保 護 者	省略		省略
	氏 名		
	個人番号		
省略			
省略			
障	省略		
	氏 名		省略

害 児	個人番号		
	省略		
省略			

注 省略

様式第14号（第9条関係） 高額障害児入所給付費支給申請書

省略		
保 護 者	省略	省略
	氏 名	
	個人番号	
	省略	
省略		
同 保 一 護 世 者 帯 以 に 外 属 の す 支 る 給 入 決 所 定 給 障 付 害 決 者 定	氏 名	省略
	個人番号：	
	個人番号：	
	個人番号：	
省略		

注 省略

様式第18号（第17条関係） 助産施設、母子生活支援施設入所申込書

省略					
入所しようとする者の氏名（母子生活支援施設にあつては被扶養者の氏名を併記）	個 人 番 号	生 年 月 日	職 業 又 は 就 学 の 状 況		
省略					

注 省略

様式第22号の4（第23条の3関係） 養育里親名簿

省略			
養 育 里 親	省略		
	氏 名	氏 名	
	個人番号	個人番号	
養	省略		
	氏 名	個人番号	省略

害 児			
	省略		
省略			

注 省略

様式第14号（第9条関係） 高額障害児入所給付費支給申請書

省略		
保 護 者	省略	省略
	氏 名	
	省略	
	省略	
省略		
同 保 一 護 世 者 帯 以 に 外 属 の す 支 る 給 入 決 所 定 給 障 付 害 決 者 定	氏 名	省略
省略		

注 省略

様式第18号（第17条関係） 助産施設、母子生活支援施設入所申込書

省略					
入所しようとする者の氏名（母子生活支援施設にあつては被扶養者の氏名を併記）	生 年 月 日	職 業 又 は 就 学 の 状 況			
省略					

注 省略

様式第22号の4（第23条の3関係） 養育里親名簿

省略			
養 育 里 親	省略		
	氏 名	氏 名	
	省略		
養	省略		
	氏 名	省略	

育 里 親 の 同 居 人		
省略		

様式第22号の5（第23条の3関係） 養子縁組希望里親名簿

省略			
養子 縁組 希望 里親	省略		
	氏名		氏名
	個人番号		個人番号
省略			
養子 縁組 希望 里親 の同 居人	氏名	個人番号	省略
省略			

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書

省略			
申 請 者	氏名		氏名
	個人番号		個人番号
省略			
申 請 者 の 同 居 人	氏名	個人番号	省略
省略			

注 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 養子縁組希望里親認定登録申請書

省略			
申 請 者	氏名		氏名
	個人番号		個人番号
省略			
申 請 者 の 同 居 人	氏名	個人番号	省略

育 里 親 の 同 居 人		
省略		

様式第22号の5（第23条の3関係） 養子縁組希望里親名簿

省略			
養子 縁組 希望 里親	省略		
	氏名		氏名
	個人番号		個人番号
省略			
養子 縁組 希望 里親 の同 居人	氏名	個人番号	省略
省略			

様式第23号（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）認定登録申請書

省略			
申 請 者	氏名		氏名
	個人番号		個人番号
省略			
申 請 者 の 同 居 人	氏名	個人番号	省略
省略			

注 省略

様式第23号の2（第23条の4関係） 養子縁組希望里親認定登録申請書

省略			
申 請 者	氏名		氏名
	個人番号		個人番号
省略			
申 請 者 の 同 居 人	氏名	個人番号	省略

省略

注 省略

様式第23号の3 (第23条の4関係) 親族里親認定申請書

省略			
申 請 者	氏 名		氏 名
	個人番号		個人番号
省略			
申 請 者 の 同 居 人	氏 名	個人番号	省略
省略			

注 省略

様式第30号の8 (第35条の3関係) 児童自立生活援助実施申込書

省略	
氏 名	
個人番号	
省略	

注 省略

省略

注 省略

様式第23号の3 (第23条の4関係) 親族里親認定申請書

省略			
申 請 者	氏 名		氏 名
	個人番号		個人番号
省略			
申 請 者 の 同 居 人	氏 名	省略	
省略			

注 省略

様式第30号の8 (第35条の3関係) 児童自立生活援助実施申込書

省略	
氏 名	
省略	

注 省略

(児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第3条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>様式第1号(第3条関係) 費用徴収額調査表</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td>氏 名</td><td>省略</td></tr> <tr><td>個人番号:</td><td></td></tr> <tr><td>個人番号:</td><td></td></tr> <tr><td>個人番号:</td><td></td></tr> <tr><td>個人番号:</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td>氏 名</td><td>省略</td></tr> <tr><td>個人番号:</td><td></td></tr> <tr><td>個人番号:</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p>(注) 省略</p>	省略		氏 名	省略	個人番号:		個人番号:		個人番号:		個人番号:		省略		氏 名	省略	個人番号:		個人番号:		計		省略		<p>様式第1号(第3条関係) 費用徴収額調査表</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td>氏 名</td><td>省略</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td>氏 名</td><td>省略</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p>(注) 省略</p>	省略		氏 名	省略									省略		氏 名	省略					計		省略	
省略																																																	
氏 名	省略																																																
個人番号:																																																	
個人番号:																																																	
個人番号:																																																	
個人番号:																																																	
省略																																																	
氏 名	省略																																																
個人番号:																																																	
個人番号:																																																	
計																																																	
省略																																																	
省略																																																	
氏 名	省略																																																
省略																																																	
氏 名	省略																																																
計																																																	
省略																																																	

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																					
様式第21号の2(第27条関係) 障害者手帳交付申請書 <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>フリガナ 氏 名 個人番号</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>		省略				精神障害者	フリガナ 氏 名 個人番号		省略	省略				様式第21号の2(第27条関係) 障害者手帳交付申請書 <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>フリガナ 氏 名</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>		省略				精神障害者	フリガナ 氏 名		省略	省略															
省略																																							
精神障害者	フリガナ 氏 名 個人番号		省略																																				
省略																																							
省略																																							
精神障害者	フリガナ 氏 名		省略																																				
省略																																							
様式第23号(第29条関係) 障害者手帳氏名・居住地変更届 <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="2">届出者</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>個人番号</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>		省略						氏名	㊟	届出者		住所				個人番号		省略				様式第23号(第29条関係) 障害者手帳氏名・居住地変更届 <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">届出者</td> <td>住所</td> <td>㊟</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>		省略						氏名		届出者		住所	㊟	省略			
省略																																							
		氏名	㊟																																				
届出者		住所																																					
		個人番号																																					
省略																																							
省略																																							
		氏名																																					
届出者		住所	㊟																																				
省略																																							
様式第24号(第30条関係) 障害者手帳再交付申請書 <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申請者</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>個人番号</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>		省略						氏名	㊟	申請者		住所				個人番号		省略				様式第24号(第30条関係) 障害者手帳再交付申請書 <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">申請者</td> <td>住所</td> <td>㊟</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>		省略						氏名		申請者		住所	㊟	省略			
省略																																							
		氏名	㊟																																				
申請者		住所																																					
		個人番号																																					
省略																																							
省略																																							
		氏名																																					
申請者		住所	㊟																																				
省略																																							

(生活保護法施行細則の一部改正)

第5条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																																																																									
様式第2号(第3条関係) 保護台帳 <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td colspan="2"></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>氏 名</td> <td>個人番号</td> <td>省略</td> </tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>		省略			省略	省略	氏 名	個人番号	省略	1				2				3				4				5				6				7				8				9				10				省略				様式第2号(第3条関係) 保護台帳 <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td colspan="2"></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>氏 名</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>		省略			省略	省略	氏 名		省略	1				2				3				4				5				6				7				8				9				10				省略			
省略			省略																																																																																																								
省略	氏 名	個人番号	省略																																																																																																								
1																																																																																																											
2																																																																																																											
3																																																																																																											
4																																																																																																											
5																																																																																																											
6																																																																																																											
7																																																																																																											
8																																																																																																											
9																																																																																																											
10																																																																																																											
省略																																																																																																											
省略			省略																																																																																																								
省略	氏 名		省略																																																																																																								
1																																																																																																											
2																																																																																																											
3																																																																																																											
4																																																																																																											
5																																																																																																											
6																																																																																																											
7																																																																																																											
8																																																																																																											
9																																																																																																											
10																																																																																																											
省略																																																																																																											
様式第14号(第5条関係) 生活保護法による保護申請書 <table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table>		省略		省略		様式第14号(第5条関係) 生活保護法による保護申請書 <table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table>		省略		省略																																																																																																	
省略																																																																																																											
省略																																																																																																											
省略																																																																																																											
省略																																																																																																											

家 族 の 状 況	人 員	氏 名	個人番号	省略
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
省略				

記入上の注意 省略

別紙 1 ~ 3 省略

家 族 の 状 況	人 員	氏 名	省略
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
省略			

記入上の注意 省略

別紙 1 ~ 3 省略

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
様式第6号 (第2条、様式第8号関係) 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)					様式第6号 (第2条、様式第8号関係) 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)				
省略					省略				
障 害 者 ・ 児	省略				障 害 者 ・ 児	省略			
	フリガナ		連絡先			フリガナ		連絡先	
	受診者居住地		(電話番号)			受診者居住地		(電話番号)	
保 護 者	個人番号				保 護 者	個人番号			
	省略					省略			
	フリガナ		連絡先			フリガナ		連絡先	
	居住地		(電話番号)		居住地		(電話番号)		
負 担 額 に 関 する 事 項	個人番号				負 担 額 に 関 する 事 項	個人番号			
	省略					省略			
	受診者と同一 保険の加入者					受診者と同一 保険の加入者			
省略					省略				
注 省略 〔自治体記入欄〕					注 省略 〔自治体記入欄〕				
省略					省略				
所得確認書類	個人番号 市町村民税課税証明書 市町村民 税非課税証明書 標準負担額減額認定証 生				所得確認書類	市町村民税課税証明書 市町村民 税非課税証明書 標準負担額減額認定証 生			

活保護受給世帯の証明書 その他収入等を証明する書類 ()
省略

様式第8号(第2条関係) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)

省略			
受診者	フリガナ		連絡先
	居住地	()	(電話番号)
	個人番号		
保護者 (受診者が18歳未満の場合に記入すること。)	フリガナ		連絡先
	居住地	()	(電話番号)
	個人番号		
省略			

注 省略

様式第9号(第2条関係) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

省略			
受診者	フリガナ	(郵便番号)	連絡先
	居住地	()	(電話番号)
	個人番号		
省略			

注 省略

活保護受給世帯の証明書 その他収入等を証明する書類 ()
省略

様式第8号(第2条関係) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)

省略			
受診者	フリガナ		連絡先
	居住地	()	(電話番号)
	個人番号		
保護者 (受診者が18歳未満の場合に記入すること。)	フリガナ		連絡先
	居住地	()	(電話番号)
	個人番号		
省略			

注 省略

様式第9号(第2条関係) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

省略			
受診者	フリガナ	(郵便番号)	連絡先
	居住地	()	(電話番号)
	個人番号		
省略			

注 省略

(中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則の一部改正)

第7条 中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則(平成20年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
様式第2号(第5条関係) 支援給付申請書					様式第2号(第5条関係) 支援給付申請書				
省略					省略				
要支援家族	人員	氏名	個人番号	省略	要支援家族	人員	氏名	個人番号	省略
	1					1			
	2					2			
	3					3			
	4					4			
同居家族の状況	1				同居家族の状況	1			
	2					2			
	3					3			
	4					4			
	5					5			

省略

注 省略

別紙 1 ~ 3 省略

省略

注 省略

別紙 1 ~ 3 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第1488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市明浜町田之浜、俵津、宇和町信里、伊延及び平野地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東宇和西部地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年12月28日から平成28年 1 月29日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁及び明浜支所

○愛媛県告示第1489号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
大 西 秀 雄	愛媛県松山市津吉町541番地	愛媛県松山市津吉町479番1ほか3筆	5,437
有限会社北條青果	愛媛県松山市善応寺甲1275番地	愛媛県松山市常保免14番ほか7筆	5,588
大 堀 智 之	愛媛県松山市上難波甲819番地2	愛媛県松山市上難波甲491番ほか2筆	4,163
農事組合法人S G K組合	愛媛県西条市丹原町北田野158番地3	愛媛県西条市吉田675番1ほか154筆	160,742
藤 井 省 三	愛媛県東温市下林甲296番地	愛媛県東温市下林字下廣見甲646番1ほか3筆	6,101

小 倉 未 博	愛媛県東温市河之内甲2455番地1	愛媛県東温市下林甲11番1ほか4筆	6,910
森 岡 芳 文	愛媛県大洲市平野町野田772番地1	愛媛県大洲市西大洲字セキヤ甲304番1ほか7筆	4,749
農事組合法人まつぎ	愛媛県今治市松木197番地1	愛媛県今治市松木字角田224番1ほか57筆	44,051.32
農事組合法人サポート中寺	愛媛県今治市中寺682番地	愛媛県今治市中寺字洲尾40番1ほか6筆	10,073
有限会社こんばら	愛媛県今治市大西町紺原77番地	愛媛県今治市大西町紺原甲184番ほか241筆	164,256.75
農事組合法人かみあさライスセンター	愛媛県今治市朝倉上甲798番地1	愛媛県今治市朝倉上甲2626番1ほか347筆	367,172.90
越 智 修 二	愛媛県今治市朝倉上甲2154番地	愛媛県今治市朝倉上甲764番2ほか66筆	81,891
徳 田 俊 正	愛媛県伊予市上吾川甲1026番地	愛媛県伊予市上吾川字市ノ坪甲1150番1ほか1筆	1,428
徳 田 吟 子	愛媛県伊予市上吾川甲1026番地	愛媛県伊予市上吾川字向井甲893番ほか1筆	1,421
前 川 孝 之	愛媛県伊予市上吾川甲1163番地3	愛媛県伊予市上吾川字西間甲442番ほか2筆	2,630
酒 井 優 行	愛媛県伊予市稲荷240番地	愛媛県伊予市稲荷字明見前甲633番	2,973
木 下 俊 英	愛媛県伊予市上吾川1894番地	愛媛県伊予市上吾川字白水甲2281番ほか1筆	3,052
福 本 武 雄	愛媛県伊予市上吾川1923番地	愛媛県伊予市上吾川字六反甲1951番	2,449
農事組合法人加茂ファーム	愛媛県西予市宇和町加茂766番地	愛媛県西予市宇和町加茂11番ほか215筆	217,497
農事組合法人瀬戸	愛媛県西予市宇和町瀬戸599番地	愛媛県西予市宇和町大江260番1ほか156筆	140,843
佐 伯 勝 也	愛媛県西予市野村町大野ヶ原221番地1	愛媛県西予市野村町大野ヶ原112番1ほか6筆	18,445
稲 田 敏	愛媛県西予市野村町大野ヶ原405番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原507番2	5,523
森 池 順 一	愛媛県西予市野村町大野ヶ原110番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原77番10ほか2筆	13,745
山 本 太 吉	愛媛県西予市野村町大野ヶ原280番地1	愛媛県西予市野村町大野ヶ原138番ほか1筆	16,085
武 田 孝 司	愛媛県西予市野村町大野ヶ原211番地2	愛媛県西予市野村町大野ヶ原397番ほか6筆	33,664
黒 河 正 高	愛媛県西予市野村町大野ヶ原199番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原153番1ほか3筆	19,692
末 澤 清	愛媛県西予市野村町大野ヶ原525番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原232番1ほか4筆	18,132

三 瀬 佐太郎	愛媛県西予市野村町大野ヶ原508番地 2	愛媛県西予市野村町大野ヶ原244番 5 ほか 9 筆	54,620
吉 井 健 二	愛媛県西予市野村町大野ヶ原280番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原245番 3 ほか 1 筆	20,112
萱 原 誠 司	愛媛県西予市野村町大野ヶ原304番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原295番 1 ほか 9 筆	35,983

宮 本 賢 吾	愛媛県西予市野村町大野ヶ原350番地	愛媛県西予市野村町大野ヶ原319番 2 ほか 1 筆	12,326
---------	--------------------	----------------------------	--------

2 申請年月日
平成27年12月10日

○愛媛県告示第1490号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成27年度事業から適用する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前										
(定義)						(定義)										
<p>第2条 この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知）に規定する森林環境保全整備事業及び林道施設災害関連事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）に規定する森林整備事業</p> <p>並びに県単独林道整備事業をいう。</p>						<p>第2条 この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知）に規定する森林環境保全整備事業、林道施設災害関連事業及び森林居住環境整備事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）に規定する森林整備事業、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官通知）に規定する森林整備事業並びに県単独林道整備事業をいう。</p>										
別表第1 （第3条、別表第2関係）						別表第1 （第3条、別表第2関係）										
1 森林環境保全整備事業						1 森林環境保全整備事業										
事業の種目	事業の種目の内容		補助率	率		事業の種目の内容		補助率	率							
				基準	率				基準	率						
				市町	市町以外				市町	市町以外						
1 省略						1 省略										
2 林業専用道整備事業	(1) 林業専用道の開設	ア 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内	2 (1) 森林林管理道の開設及び機能強化	ア 森林造成林道（間伐を行うための開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第1項の規	同	同	10分の5.5以内	10分の6以内				
		イ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分の6以内	(イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの							同	同	10分の6.5以内	10分の6.5以内
		ウ 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5以内											
	エ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5.5以内												
(2) (1)以外の林道整備	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内												

		地域の市 町及び振 興山村の 地域で行 うもの				以内
		(ウ) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外 の地域で 行うもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内
		(エ) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外 の地域で 行うもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内
2	林 道改 良・ 舗装	ア 幹線林道	同	同	同	同
		イ その他の林道(改 良)	同	同	10分 の3.5 以内	10分 の3.5 以内
		ウ その他の林道(舗 装)	同	同	60分 の2.3 以内	60分 の2.3 以内
		(3) 林道点検診断・保全整備	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内
		(4) (1)、(2)及び(3)以外の林道整 備	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内

2 省略

2 省略

3 森林居住環境整備事業

事業 の種 目の 内容	補 助 率					
	基準	率				
		市町	市町 以外			
1 森 林 居 住 環 境 整 備 事 業	(1) 林 道整 備	ア 森林基幹道開設	自動車道	当該 事業 に係 る事 業費	10分 の5.5 以内	10分 の6.5 以内
	イ 林 道改 良・ 舗装	(7) 幹線林道	同	同	同	10分 の5.5 以内
		(1) その他の林 道(改良)	同	同	10分 の3.5 以内	10分 の3.5 以内

		(ウ) その他の林道(舗装)	同	同	3分の1以内	3分の1以内
(2) 林道関連施設の整備	ア	林業施設用地整備	整地及び附帯施設	同	10分の5以内	10分の5以内
	イ	作業ポイント整備	用地及び取付道路	同	同	同

3 森林整備事業(農山漁村地域整備交付金関係)

事業の種目	事業の種目の内容	補助率		
		基準	率	
			市町	市町以外
1 育成林整備事業	(1) 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設 ア 森林造成林道(間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び森林法(昭和26年法律第249号)第39条の3第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ。) イ 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道又はこれと同程	(ア)~(エ)省略		
		(ア)~(ウ)省略		

4 森林整備事業(農山漁村地域整備交付金関係)

事業の種目	事業の種目の内容	補助率		
		基準	率	
			市町	市町以外
1 育成林整備事業	(1) 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設 ア 森林造成林道 イ 峰越連絡林道	(ア)~(エ)省略		
		(ア)~(ウ)省略		

		度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。(以下同じ。)																				
		ウ 省略																				
2	省略																					
3	林道改良・舗装	(1) 林道改良・舗装	ア 幹線林道	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内															
			イ その他の林道(改良)	同	同	10分の3.5以内	10分の3.5以内															
			ウ その他の林道(舗装)	同	同	60分の2.3以内	60分の2.3以内															
4	林道点検診断・保全整備事業		同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内																
5	フォレスト・コミュニティ	(1) 林道整備	ア 森林基幹道開設	同	同	同	10分の7以内															
			イ 林道改良・舗装	(ア) 幹線林道	同	同	同	10分の5.5以内														
				(イ) その他の林道(改良)	同	同	10分の3.5以内	10分の3.5以内														
				(ウ) その他の林道(舗装)	同	同	60分の2.3以内	60分の2.3以内														
総合整備事業	(2) 林道関連施設の整備	ア 林業施設用地整備	整地及び附帯施設	同	同	10分の5以内	10分の5以内															
		イ 作業ポイント整備	用地及び取付道路	同	同	同	同															
6	山のまち地域づくり	(1) 山のまち整備	ア 林道整備	自動車道	同	3分の2に調整率を乗じて得た率に100分																

り 交 付 金 事 業				の 5 を 加 え た 率 以 内	
	イ 森林作業道等整備	同	同	3 分 の 2 に 調 整 率 を 乗 じ て 得 た 率 以 内	3 分 の 2 に 調 整 率 を 乗 じ て 得 た 率 以 内
	(2) 地域創造型整備	施設 の整 備	同	3 分 の 2 以 内	3 分 の 2 以 内

5 森林整備事業（地域自主戦略交付金関係）

事業の種目	事業の種目内容	補助率	率				
			基準	市町以外			
					市町		
1	(1) 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設	ア 森林造成林道	(ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	自動車道	当該事業に係る事業費	10分の5以内	10分の6以内
			(イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分の6以内	10分の6.5以内
			(ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
			(エ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	同	10分の6以内
		イ 峰越連絡林道	(ア) 幹線林道（離島で行うもの）	同	同	10分の6以内	10分の8以内
			(イ) 幹線林道（ア以外のもの）	同	同	10分の5.5以内	60分の4.3以内

			(ウ) その他の林道	同	同	同	10分の5.5以内
		ウ 森林造成林道及び峰越連絡林道以外の林道	(ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	同
			(イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10分の6以内
			(ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5以内	10分の5以内
			(エ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
2	(1) 林道改良・舗装	ア 幹線林道		同	同	同	同
		イ その他の林道(改良)		同	同	10分の3.5以内	10分の3.5以内
		ウ その他の林道(舗装)		同	同	60分の2.3以内	60分の2.3以内
3	(1) 森林居住環境整備事業	ア 山のみの地域の整備	(ア) 林道整備	同	同	3分の2に調整率を乗じて得た率に100分の5を加えた率以内	
			(イ) 森林作業道等整備	同	同	3分の2に調整率を乗	3分の2に調整率を乗

				じ 得 率 以 内	じ 得 率 以 内
	イ 地域創造型整備	施設 の 整 備	同	3 分 の 2 以 内	3 分 の 2 以 内
(2) (1) 以外 の林 道整 備	ア 森林基幹道開設	自動 車道	同	10 分 の 5 以 内	10 分 の 7 以 内
	イ 林 道改 良・ 舗装	(7) 幹線林道	同	同	10 分 の 5 以 内
		(イ) その他の林 道(改良)	同	同	10 分 の 3 .5 以 内
		(ウ) その他の林 道(舗装)	同	同	3 分 の 1 以 内
(3) 林 道開 連施 設の 整備	ア 林業施設用地整備	整地 及び 附帯 施設	同	10 分 の 5 以 内	10 分 の 5 以 内
	イ 作業ポイント整備	用地 及び 取付 道路	同	同	同

4 省略

別表第2(第22条関係)

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業_____

及び県単独林道整備
事業の場合の様式

様式第1号(その1)(規程第6条第1項第1号の申請書)

省略

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1、3及び4

に掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号(その2)~(その5) 省略

様式第2号(規程第6条第1項第2号の着工届出書)

省略

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1、3及び4

に掲げる事業名を記入すること。

様式第3号(その1)(規程第6条第1項第3号の竣功届出書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1、3及び4

に掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第3号(その2)・(その3) 省略

様式第4号~様式第12号 省略

6 省略

別表第2(第22条関係)

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業、森林居住環
境整備事業、森林整備事業(農山漁村地域整備交付金関係)、
森林整備事業(地域自主戦略交付金関係)及び県単独林道整備
事業の場合の様式

様式第1号(その1)(規程第6条第1項第1号の申請書)

省略

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1及び3から
6までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号(その2)~(その5) 省略

様式第2号(規程第6条第1項第2号の着工届出書)

省略

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1及び3から6までに掲げ
る事業名を記入すること。

様式第3号(その1)(規程第6条第1項第3号の竣功届出書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1及び3から6までに掲げ
る事業名を記入すること。

2 省略

様式第3号(その2)・(その3) 省略

様式第4号~様式第12号 省略

様式第13号（規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書）

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1 から 4までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第13号（規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書）

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1 から 6までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

○愛媛県告示第1491号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
四国中央市下川町字大禿口41、字小禿81、85、87、89、96、乙172の1、乙174、乙176の3、字馬ノ背乙184の6、乙184の44
2 指定の目的
土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1492号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八幡浜市穴井5番耕地341の6
2 保安林として指定された目的
魚つき
3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1493号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡伊方町亀浦字ヲサキ678の1、678の3、687の3
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1494号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
医療法人十全会
新居浜市角野新田町一丁目1番28号
理事長 太田 純二
2 事業場の名称及び所在地
医療法人十全会十全第二病院
新居浜市角野新田町一丁目1番28号
3 特定施設に関する事項

Table with 3 columns: 特定施設の種別, 特定施設の能力, 工事の着手予定年月日, 工事の完成予定年月日, 使用開始の予定年月日, 特定施設の使用時間間隔, 特定施設の1日当たりの使用時間, 特定施設の使用の季節的変動の概要, 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値. Includes data for water ion concentration, chemical oxygen demand, suspended solids, ammonia, and phosphorus.

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 200 最大 245
----------------------------	------------------

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後475日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	合併処理浄化槽		
処理施設の型式	膜分離活性汚泥方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート		
処理施設の主要寸法	縦 7.0メートル 横 20.0メートル 高さ 4.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり245立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	膜分離活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 280	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 300	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60	通常 10 最大 10
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 6	通常 1 最大 1	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 200 最大 245	通常 200 最大 245	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
排水口No.1

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
------------	---------------	--------------------------

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 200 最大 245

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第1495号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
医療法人十全会
新居浜市角野新田町一丁目1番28号
理事長 太田 純二
- 事業場の名称及び所在地
医療法人十全会十全第二病院
新居浜市角野新田町一丁目1番28号
- 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第72号
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法並びに排出水の汚染状態及び量
- 汚水等の処理施設に関する事項
(1) 既設分

	変 更 前	変 更 後
処理施設の型式	接触ばっ気方式	廃止
処理施設の構造	鉄筋コンクリート	
処理施設の主要寸法	縦 7.8メートル 横 14.2メートル 高さ 5.9メートル	
処理施設の能力	1日当たり150立方メートル処理	
汚水等の処理の方式	接触ばっ気方式	
処理施設の使用時間間隔	連 続	

処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設に	項 目	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 190 最大 240	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60	通常 15 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 6	通常 1.5 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 120 最大 150	通常 120 最大 150

(2) 新設分

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後475日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	合併処理浄化槽		
処理施設の型式	膜分離活性汚泥方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート		
処理施設の主要寸法	縦 7.0メートル 横 20.0メートル 高さ 4.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり245立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	膜分離活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 280	通常 20 最大 30

浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 300	通常 5 最大 10
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60	通常 10 最大 10
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 6	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 200 最大 245	通常 200 最大 245

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
排水口No.1

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 10 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 150 最大 185	通常 200 最大 245

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第1496号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年12月25日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 和 雄	新居浜市下泉町一丁目15番25号
"	高 橋 豊	新居浜市下泉町二丁目2番55号

○愛媛県告示第1497号

新居浜市松神子土地改良区から認可申請のあった土地改良事業

(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新居浜市松神子土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 新居浜市松神子土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成27年12月28日から平成28年1月29日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

(持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新居浜市垣生土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 新居浜市垣生土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成27年12月28日から平成28年1月29日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第1498号

新居浜市垣生土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維

○愛媛県告示第1499号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市西之川字老野丁211番10	平成27年12月25日
"	"	西条市西之川字老野丁143番3	"

○愛媛県告示第1500号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中井出川水系中井出川	左岸堤防	今治市石井町四丁目甲229番1、甲231番1、甲231番2、327番地先 公有地の地先	道路管理者 今治市 今治市別宮町一丁目4番地1

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に着色した部分をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成27年12月25日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	西谷吉田線	宇和島市三間町則68番2から 同町則67番6まで	旧	メートル 6.3~11.3	キロメートル 0.120	
			新	8.8~15.1	0.120	

○愛媛県告示第1502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字横浜甲10番3から 同字第1号8番1まで	旧	メートル 5.3~10.7	キロメートル 0.075	
			新	18.6~46.2	0.075	

○愛媛県告示第1503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字横浜甲10番3から 同字第1号8番1まで	平成27年12月25日

訓 令

○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第3（第4条関係） 知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項							別表第3（第4条関係） 知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者						知 事	専 決 者		
	部 長	局 長		課 長	主 幹		部 長	局 長	課 長		主 幹		
情	1~8					情	1~8						

報 政 策 課	省略								
	9 省略								

報 政 策 課	省略								
	9 電子	1 署名検証者に関すること。							
	署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する事務	(1) 失効情報等の提供に係る取決めの締結（第17条第4項）							-
		(2) 報告の徴収（第56条第2項）				-			
		2 認証業務情報に関すること。							
		(1) 安全確保措置（第20条第1項）					-		
		(2) 自己の認証業務情報の開示等（第29条第2項、第30条第2項）							-
		(3) 自己の認証業務情報の訂正等の請求の処理（第31条）							-
		3 指定認証機関に関すること。							
		(1) 認証事務の委任及び委任の解除（第34条第1項、第50条）					-		
		(2) 電子証明書の発行手数料及び失効情報の情報提供手数料を収受させることの決定並びにそれらの額の承認（第34条第4項から第6項まで）						-	
		(3) 指示（第46条第2項）						-	
		(4) 報告の徴収及び立入検査（第47条第2項）							-
		4 運用規程の作成等（第57条）							-
		10 省略							

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）借入れ及び保守点検業務委託

(2) 業務の内容及び数量

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成28年2月29日（月）から平成33年2月28日（日）

(4) 履行期限

平成28年2月24日（水）

(5) 納入場所

入札説明書等による。

(6) 入札方法

入札金額は、対象機器の1ヶ月あたりの借入れ及び保守点検費用を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当

該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行った実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4 - 2

電話 089 941 2111 内線2341

- (2) 入札書の受領期限

平成28年2月2日（火）午後5時00分

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成28年2月3日（水）午前11時00分

愛媛県庁第1別館3階 災害対策室A

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付期間

平成27年12月25日（金）から平成28年1月25日（月）午後5時15分まで

イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Ehime prefectural nuclear disaster prevention network system (communication network for emergency use) lease and maintenance outsourcing

- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 3 February 2016

- (3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570, Japan
TEL +81 89 941 2111 Ext 2341

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

愛媛県ドクターヘリ運航業務の委託

- (2) 委託業務名及び数量

愛媛県ドクターヘリ運航業務 一式

- (3) 委託業務の内容等

入札説明書等による。

- (4) 委託期間

契約日から平成33年3月31日まで

- (5) 委託業務の履行場所

入札説明書等による。

- (6) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札に記載する入札金額は、年額を記載すること。なお、詳細については入札説明書等を参照すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の全ての要件を満たすこと。

ただし、共同事業体で参加する場合は、当該共同事業体の全ての構成員が次の第1号から第3号までの要件を満たし、かつ、当該共同事業体の構成員のうち1者以上の者が第4号から第8号の要件を満たしていればよいものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格要件確認申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 過去3年間に、ドクターヘリの運航業務において運航の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡に至る重大な事故を発生させていないこと。
- (4) 本業務の受託に係る航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を有していること。
- (5) 航空運送事業の5年以上の実績を有すること。
- (6) 本業務の実施に必要な専任の人員及び機体の確保ができる者で、本業務の実施に必要な有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者と同数以上の有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者を雇用していること。
- (7) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められる場合に、速やかに代替機体を配備するなどの適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。
- (8) 過去5年間に、ドクターヘリ運航業務の契約の実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2450

- (2) 入札書の受領期限

平成28年2月4日（木）午後5時まで

郵送の場合は、平成28年2月3日（水）午後5時15分必着（配達証明付き郵便に限る。）とする。

- (3) 入札説明書の交付方法

3(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課のホームページにおいて公表する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成28年2月4日（木）午後5時

愛媛県庁第二別館5階 保健福祉部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア 入札参加資格要件確認申請書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格要件確認申請書等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。なお、詳細は、入札説明書等による。

提出期限：平成28年1月15日（金）午後5時15分

- イ 4(3)アにより入札参加資格要件の確認を受けた者は、入札説明書等に基づき、提案内容を記載した資料を次の期限までに提出しなければならない。

提出期限：平成28年1月26日（火）午後5時15分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書等による。

- (7) その他

詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Helicopter Emergency Medical Service Operation (Outsourcing), 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 4 February 2016
- (3) For further information, please contact: Medical Service Measures Division, Social Welfare and Medical Service Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2450

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成27年6月19日付け公告）を次のとおり変更した。
平成27年12月25日

愛媛県知事 中村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能

量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。

(2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成27年及び平成28年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知事管理量			
	平成27年		平成28年	
	平成27年1月から12月まで	平成27年7月から平成28年6月まで	平成28年1月から12月まで	平成28年7月から平成29年6月まで
まあじ	6,000トン		6,000トン	
まいわし	若干		若干	
まさば及びごまさば		若干		(注)

(注)平成28年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成27年及び平成28年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成27年1月から12月まで	平成28年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	4,200トン	4,200トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成27年及び平成28年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知事管理努力量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	
		平成27年4月1日から6月30日まで	平成27年9月1日から11月30日まで	平成28年4月1日から6月30日まで	平成28年9月1日から11月30日まで	平成27年10月1日から12月31日まで	平成28年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成27年及び平成28年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び芸灘	平成27年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成28年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘	平成27年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成28年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成27年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成28年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績

の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
水産修第1号 水産試験船「よしゅう」定期検査に係る修繕業務 一式
- (2) 仕様等
仕様書等による。
- (3) 工期
平成28年2月15日(月)～平成28年2月18日(木)の期間で上架し、上架日を含む25日以内に修繕を行う。
- (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格(自動車舟艇類)を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める書類を3(5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 造船法若しくは小型船造船業法の規定により、国土交通大臣の登録を受け、当該船舶を修繕するために必要な船渠又は船台を愛媛県農林水産研究所水産研究センターから自動車により、陸路(フェリーによる海路を含む。)を用いておおむね2時間30分以内に移動できる場所に保有又は確保できる者であること。

イ 当該修繕期間中、小型船造船業法並びに小型船造船業法施行規則に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者の資格を有する者を配置できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問い合わせ先

愛媛県農林水産部水産局水産課資源管理係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号089 941 2111(代表)089 912 2618(直通)

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成28年2月5日(金)午前10時までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から平成28年1月22日(金)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者は次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から平成28年1月22日(金)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)と同じ。

(4) 開札の日時及び場所

平成28年2月5日(金)午前11時30分
愛媛県庁第一別館8階農林水産部会議室

(5) 資格審査に関する照会先並びに申請書提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号089 941 2111(代表)089 912 2770(直通)

4 その他

(1) WTO協定の適用

本公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年条約第4号)によって改正された同協定及びその他の国際約束の適用を受ける。

(2) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(4) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成28年1月22日(金)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、平成28年1月22日(金)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Ship (Yoshu) Periodical Inspection and repair services 1 set

- (2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m., 22 January 2016
- (3) Time limit of tender: 11:30 a.m., 5 February 2016 (Time limit of tender by registered mail: 10:00 a.m., 5 February 2016)
- (4) For further information, please contact: Resources Management Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2618

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1162

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1026）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給地域及び級地）</p> <p>第 2 条 条例第 9 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第 3 項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 兵庫県三木市 7 級地</p> <p>附 則</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号）附則第14項の規定により読み替えられた条例（以下「読み替え後の条例」という。）第 9 条の 2 第 2 項第 1 号の人事委員会規則で定める割合は100分の18とし、同項第 2 号の人事委員会規則で定める割合は100分の15とし、同項第 3 号の人事委員会規則で定める割合は100分の13とし、同項第 6 号の人事委員会規則で定める割合は100分の 4 とし、<u>同項第 7 号の人事委員会規則で定める割合は100分の 3 とし</u>、読み替え後の条例第 9 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は100分の15とする。</p>	<p>（支給地域及び級地）</p> <p>第 2 条 条例第 9 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第 3 項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>附 則</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号）附則第14項の規定により読み替えられた条例（以下「読み替え後の条例」という。）第 9 条の 2 第 2 項第 1 号の人事委員会規則で定める割合は100分の18とし、同項第 2 号の人事委員会規則で定める割合は100分の15とし、同項第 3 号の人事委員会規則で定める割合は100分の13とし、同項第 6 号の人事委員会規則で定める割合は100分の 4 とし、<u>読み替え後の条例第 9 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は100分の15とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第100号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、にほんうなぎの採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成27年12月25日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 採捕を禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ

- (2) 禁止期間
毎年10月 1 日から翌年 3 月31日まで
 - (3) 禁止区域
愛媛県海域（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
 - (4) 適用除外
愛媛県漁業調整規則第48条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 2 指示の期間
平成28年 1 月 1 日から平成30年 3 月31日まで